

宅建業者の皆さんへ

平成23年7月1日県民局受付分から

# 専任の宅地建物取引士の確認方法が変わります。

消費者の利益の保護を図り、宅建業のより健全な発達を促進するため、宅建業免許の新規申請、更新申請、専任の宅地建物取引士の新たな設置を伴う変更届に、今までの書類に加えて、以下1～3のいずれかの書類の添付をお願いします。

- 1 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」  
又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」

(年金事務所(旧社会保険事務所)が発行する書類。コピー可)

- 2 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

(ハローワークが発行する書類。コピー可)

- 3 「専任の宅地建物取引士勤務内容報告書」

(様式は県民局等宅建業担当課又は県ホームページ「トップ→まちづくり・防災→住宅・土地→土地取引・宅地建物取引業→宅地建物取引業法の施行」にあります。)

※3の場合、さらに裏面のア～エのいずれか一つの添付書類(コピー可)が必要です

※詳しくは裏面を確認してください。



問合せ先

兵庫県県土整備部まちづくり局  
土地対策室土地対策班

TEL : 078-362-3612

FAX : 078-362-9487

又は各県民局等土木事務所宅建業担当課まで

## 専任の宅地建物取引士の確認

事業主（法人にあっては代表者）を除く専任の宅地建物取引士がいる場合は、新規・更新申請、専任の宅地建物取引士の新たな設置を伴う変更届に、原則として下記1～3のいずれか（原則コピー可）を添付書類として求めることとする。

なお、当該専任の宅地建物取引士の住所地（住民票記載）が勤務地と相当以上離れている場合は、遠距離通勤もしくは住所地以外の居所の状況などが確認できる書類（下記「※注」に書類を例示）の添付を求めることがある。

### <添付書類>

- 1 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」。
- 2 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」。
- 3 「専任の宅地建物取引士勤務内容報告書」に加え、下記ア～エのいずれか一つ。
  - ア 当該宅地建物取引士が法人役員の場合は、法人税確定申告書の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書<sup>⑭</sup>」。
  - イ 当該宅地建物取引士への給与支払が確認できる「賃金台帳」又は「賃金支払明細書」のどちらか一つに加え、その給与の源泉徴収に関する「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）領収済通知書」の領収日付印つきのもの。
  - ウ 当該宅地建物取引士の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（自治体によって名称が異なる場合がある）。
  - エ 当該宅地建物取引士が出向（派遣）の場合は、「出向（派遣）契約書」、「出向（派遣）辞令」、「出向（派遣）者の賃金の負担関係を示す書類」等その者の氏名と出向（派遣）の事実が確認できる書類。

### ※注（例示書類）

- (1) 遠距離通勤  
通勤方法が確認できるもの（「通勤届」又は「通勤経路図」、「定期券」、「通勤手当の負担方法を示す書類」等）
- (2) 住所地以外の居所  
居所が確認できるもの（「居所の賃貸借契約書」、「居所表示のある公共料金関係の書類」、「当該専任の宅地建物取引士宛郵便物」等）